

第2次中期経営方針

(平成29年度～31年度)

公益財団法人 北海道農業公社

平成29年3月

目 次

| | | |
|-----|----------------|----|
| 1 | はじめに | 1 |
| (1) | 基本姿勢 | 1 |
| (2) | 公社をめぐる情勢 | 1 |
| (3) | 期間 | 2 |
| 2 | 基本方針 | 2 |
| 3 | 事業運営の具体的な取組 | 3 |
| (1) | 農業担い手育成確保事業 | 3 |
| (2) | 農地中間管理事業 | 5 |
| (3) | 農地保有合理化等事業 | 6 |
| (4) | 農村施設整備事業 | 7 |
| (5) | 農用地開発整備事業 | 8 |
| (6) | 畜産振興事業 | 10 |
| 4 | 経営の管理 | 12 |
| (1) | 組織体制の再編 | 12 |
| (2) | 職員体制の再編 | 12 |
| (3) | 人材の確保と育成 | 12 |
| (4) | 人事制度の検討 | 13 |
| (5) | 内部統制の強化 | 13 |
| (6) | 経営収支の安定化 | 14 |
| | 年次別事業量・事業費の目論見 | 15 |
| | 第1次中期経営方針の到達状況 | 16 |

1 はじめに

(1) 基本姿勢

当社は、昭和 45 年に、「財団法人北海道農業開発公社」として設立され、平成 21 年に北海道農業担い手育成センターと合併の後、24 年 4 月公益財団法人に移行するとともに、名称を「北海道農業公社」に変更しました。

また、26 年度からは、「農地中間管理機構」として、農地の賃貸借事業にも取り組み、農地保有合理化等事業と併せて農地流動化の推進に取り組んでいます。

公社設立以来 40 数年が経過しましたが、本道農業の経営規模の拡大や生産性の向上に向けて、人と農地に係る各種事業を総合的に実施し、農業と地域社会の持続的な発展に寄与してきました。

当社は、今後とも以下の項目を基本姿勢として掲げ、職員はこの基本姿勢を常に念頭に置きながら、本道の農家の豊かな生活の実現に向けて業務を遂行するものとします。

- 一、我々は、農家経済の安定に尽くします。
- 一、我々は、地域農業の発展に寄与します。
- 一、我々は、農村地域の活性化に努めます。

(2) 公社をめぐる情勢

平成 28 年 12 月、TPP 協定が国会で承認されたものの、加盟国による協定発効の目途は立っていませんが、今後の市場開放の交渉が行われる場合は、TPP 交渉の内容が最低限の基準として要求されることとなることが想定されます。

また、国の規制改革推進会議から農協制度のあり方や「指定生乳生産者団体制度」の見直しの提言が出されましたが、いずれも道内の農業に対する影響が大きく、今後の行方に対する不安感が高まっています。

一方では、国は、農業者の所得向上を図るため、28 年 11 月に「農業競争力プログラム」を定めており、公社関連としては、新規就農者に対するサポート体制の強化や、農業基盤整備事業の農地中間管理機構との連携の強化、酪農における自給飼料の増産対策の推進などが掲げられています。

こうした中、本道の農村では、農業就業者の高齢化が進み、後継者の不足による担い手減少等の問題が深刻化していることから、JA グループにおいても 28 年度から「新規担い手倍増」の目標を掲げ、様々な取組を始めました。

また、市場開放の動きは、道内の農家に将来の不安感を抱かせ、投資の抑制や担い手の減少につながるなど、今後の農業に対する影響が懸念されます。

道内の草地については、更新率の低下による植生悪化の進行に対して、自給飼料確保の重要性の認識が高まる中で、飼料作物の植生改善に向けた取組が各地で始まっています。

さらに、28 年 8 月後半に本道に相次いで襲来した 4 つの台風によって、農作物だけでなく農業基盤も甚大な被害を受けた地域があり、営農の再開に向けた早急な圃場の整備が求められています。

こうした環境の中で、当社は、これまで、担い手の育成確保対策や農地の流動化対策、生産基盤や施設の整備、さらには優良な乳・肉用牛の供給など本道農業の生産振興に関わる事業を行ってきましたが、今後とも、これまで蓄積してきた知識や技術、機械力などを活かした総合的な

事業の取組を通じて、本道農業のさらなる振興や農家経済の安定に向けた支援をしていくことが重要です。

(3) 期間

本経営方針の期間は、平成 29 年度から 31 年度までの 3 年間とします。

なお、期間中に公社を取り巻く環境に大きな変化があった場合には、適宜方針の内容を見直すこととします。

2 基本方針

公益財団法人として本道農業の振興に貢献するという公社の役割を果たすためには、公益目的事業と収益事業の収支バランスを保ちつつ経営の安定を図ることが重要であることから、第 2 次中期経営方針の策定に当たっては、特に以下の項目について重点的に取り組んでまいります。

○農業担い手育成確保対策

本道の農業就業人口の大幅な減少が続き、高齢化が進む中で、農業後継者や新規参入者の育成・確保が強く求められていることから、関係機関・団体との連携を一層深めながら新規就農対策を推進するとともに、JA グループによる「新規担い手倍增」の取組の支援や、就農関連情報の発信力の強化を推進します。

○農地流動化対策

担い手農家の高齢化や後継者不足によって離農が続く中で、農地の流動化による担い手への農地の集約化が重要であることから、農地中間管理事業について、農地の出し手情報と受け手ニーズの把握による的確なマッチングの実施や、各種事業と連携して、事業の推進を図るとともに、農地保有合理化等事業については、関係機関・団体、地元関係者との連携の下で、ニーズに応じて農地中間管理事業と調整しながら推進します。

○草地基盤・畜産関係施設整備

道内の草地基盤の起伏、排水不良による作業効率の低下や植生の悪化が進んでいる状況の中で、草地整備の重要性が高まっていることから、公社の経営収支確保にとっても重要な役割を担っている農業基盤・施設整備事業の安定的な推進を図るため、受益者のニーズに応じて計画的に事業を進めるとともに、受託事業を確保し、機械の効率的な稼働や工程管理の合理化などによる収益性の向上を目指します。

また、技術系職員の高年齢化が進んでいることから、新たな職員の採用と研修を通じた技術の継承を図ります。

○畜産振興対策

道内の畜産業において、乳・肉用牛資源の確保が価格高騰等で困難な情勢にある中で、公社の家畜供給事業に対する期待は大きく、事業の拡大が求められていますが、十勝育成牧場は機械や施設の老朽化が深刻化していることから、関連する機関や団体との役割分担の確認と、今後の牧場経営のあり方について、早急に結論を出す必要があります。

3 事業運営の具体的な取組

(1) 農業担い手育成確保事業

ア 現状、問題点

本道の農業就業人口の大幅な減少が続く中、高齢化も年々進んでおり、農家後継者はもとより農外からの参入による独立自営就農のほか、法人等への雇用就農などによる新規就農者の育成・確保が強く求められています。

このため、北海道は、「第5期北海道農業・農村振興推進計画」において、年770人の新規就農者の確保を目標として施策を展開するとともに、JAグループ北海道では「新規担い手倍増」に向けた独自の取組を開始しております。

当会社としても、これらの情勢を踏まえ、市町村地域担い手センター等の関係機関と連携を図りつつ、効果的な担い手確保対策を推進していく必要があります。

また、本道の大部分を占める農村地域では、人口減少に伴いコミュニティーの維持が困難となることが懸念されることから、地域のコミュニティー維持を図る上で、新たな定住者の確保として専門的な経営を目指す新規就農者に加え、小規模的な兼業農業や農的暮らし等を志向し、農村地域に移住を希望する者への適切な情報提供を進めていく必要があります。

イ 課題、対応策

| 課 題 | 対 応 策 |
|------------------------------------|--|
| ・新規就農者確保に向けた実施体制の整備 | ・関係機関・団体との連携や役割分担による効率的・効果的な担い手育成確保のための体制の整備 ①JAグループとの一層の連携 ②支所を含めた担い手確保対策の取組強化 ③雇用就農希望者に対応した農業会議や法人協会等との情報共有、連携体制の構築 |
| ・就農相談者や新規参入者の拡大に向けた発信力の強化 | ・就農関連情報の発信力強化 ①雇用就農希望者に対する就業情報の充実 ②農的暮らしを志向する者に対する地域支援策等の情報収集と、移住・定住部局と連携した地域情報の発信 ③第三者継承事業における地域コーディネート機能の拡充支援と情報発信の強化 ・農業系大学や専門学校、農業高校と連携した就農啓発の取組強化 |
| ・青年就農給付金の給付者の拡大や就農支援資金の債権管理への適切な対応 | ・上記、農業系大学等との連携による就農啓発に係る取組の強化と併せ、給付金制度の周知・利用促進を進め、各支所や市町村を含めた情報管理体制の効率化を推進 ・就農支援資金の償還困難案件に対する迅速な対応や債権管理の効率化を推進 |

ウ 事業目論見

(単位:人、百万円)

| 区 分 | | 29 年 度 目 論 見 | | 30 年 度 目 論 見 | | 31 年 度 目 論 見 | |
|---------------------------------|---------------------------|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|
| | | 事 業 量 | 金 額 | 事 業 量 | 金 額 | 事 業 量 | 金 額 |
| 担 い 手 育 成 確 保 | 就 農 促 進 支 援 活 動 | — | 114 | — | 112 | — | 112 |
| | 青 年 就 農 給 付 金 交 付 | 333 | 520 | 333 | 520 | 333 | 520 |
| | 就 農 支 援 資 金 償 還 免 除 ・ 管 理 | — | 240 | — | 203 | — | 172 |
| | 就 農 啓 発 基 金 | — | 7 | — | 7 | — | 7 |
| | 農 業 技 術 研 修 員 受 入 | — | 6 | — | 6 | — | 6 |
| 合 計 | | — | 887 | — | 848 | — | 817 |

(2) 農地中間管理事業

ア 現状、問題点

北海道の担い手への農地集積割合は、すでに国の目標である8割を大きく上回っている状況にあるものの、近年、農業従事者数は減少の一途にあり高齢化が進むなど、地域農業における担い手不足や農地の遊休化が懸念されています。

このため、リタイヤする担い手から地域の農地の受け手となる担い手や新たな協業型法人への農地の集積、農外からの新規就農者や地域と協調して農業に取り組む企業などへの農地の確保、担い手間の農地交換等による集約化など、地域の人と農地の問題に対応した取組が一層必要とされています。

こうした取組を進めるために、地域を熟知している市町村など関係機関・団体と密接に連携し、また、機構の農地売買等事業（特例事業）や担い手育成確保事業、農地整備事業など関連事業部門との情報と意識の共有を図りながら、農地中間管理機構の機能をフルに発揮させ、多様な担い手のニーズに対応した農地の集積・集約化等を推進していきます。

イ 課題、対応策

| 課 題 | 対 応 策 |
|-----------------------|---|
| ・ 担い手への利用集積と面的集約化の加速化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の出し手に対する広報活動と掘り起し対策の強化 ・ 農地の受け手に対するニーズの把握と事業運用の改善 ・ 公募の借受希望者が少ない市町村における応募促進 ・ 人・農地プランと農地情報公開システム（全国農地ナビ）の活用等による利用権調整の推進 ・ 農外からの新規就農者や地域と協調して農業に取り組む企業のニーズに対応した取組 ・ 農地整備事業との連携や地域の状況を踏まえた重点実施区域の設定による事業推進 |
| ・ 遊休農地の解消と発生防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能な遊休農地の情報も含め農地情報の的確な把握に努めるとともに必要とされる基盤整備事業等の活用促進 |

ウ 事業目論見

| 区 分 | | 29 年 度 目 論 見 | | 30 年 度 目 論 見 | | 31 年 度 目 論 見 | |
|----------------------------|-----------------|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-----|
| | | 事 業 量 | 金 額 | 事 業 量 | 金 額 | 事 業 量 | 金 額 |
| 管 農 地 中 理 間 | 農 地 中 間 管 理 権 | 4,700 | 269 | 4,700 | 269 | 4,700 | 269 |
| | 貸 付 | 4,700 | 269 | 4,700 | 269 | 4,700 | 269 |
| | 借 受 農 地 管 理 事 業 | 50 | 5 | 50 | 5 | 50 | 5 |
| 合 計 | | — | 543 | — | 543 | — | 543 |

(単位:ha、百万円)

(3) 農地保有合理化等事業

ア 現状、問題点

本道は、都府県に比較して、売買による農地の権利移動割合が高い中で、農地保有合理化事業は、離農や規模縮小等で売却希望の優良な農地を認定農業者や認定就農者に一時貸付後売渡しを行い、担い手の計画的な経営規模の拡大と面的集積に重要な役割を果たしております。

今後とも、市町村や農業協同組合などの関係機関・団体と連携しながら、地元のニーズの把握に努め、農地中間管理機構の特例事業として「中間保有・再配分機能」を発揮し、農地中間管理事業とともに、積極的な事業展開を図ります。

また、農場リース事業については、酪農家の離農が進む中、新規就農対策として期待が大きいことから、安定的な事業実施に向けて、予算の確保に努めるとともに、内部資金の活用方法等について検討し、新規就農者への支援を行います。

イ 課題、対応策

| 課題 | 対応策 |
|-------------------|---|
| ・農地保有合理化等事業の円滑な推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・従来から実績のある農地売買等事業の推進 ・地元市町村、JA等の関係機関との密接な連携によるニーズの把握・調整と事業の推進 ・農地売買等事業の（市町村ごと）介入率の実態調査と事業実績が少ない地域での活用推進 |
| ・農場リース事業の安定的な実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域からの要望に応えるため、関係機関との連携による安定的な事業実施 ・予算の確保とともに、事業資金のあり方について検討 |

ウ 事業目論見

(単位:ha、地区、百万円)

| 区 分 | 29年度目論見 | | 30年度目論見 | | 31年度目論見 | | | |
|----------|----------|-------|---------|--------|---------|--------|--------|--------|
| | 事業量 | 金額 | 事業量 | 金額 | 事業量 | 金額 | | |
| 合農 理地 | 買入 | 担い手支援 | 6,300 | 9,000 | 6,300 | 9,000 | 6,300 | 9,000 |
| | 売渡 | 担い手支援 | 6,438 | 9,234 | 3,080 | 6,082 | 7,060 | 10,588 |
| 化保 等有 | 合理化事業小計 | | 12,738 | 18,234 | 9,380 | 15,082 | 13,360 | 19,588 |
| | 公社営農場リース | 酪農型 | 5 | 315 | 10 | 600 | 10 | 600 |
| 合計 | | — | 18,549 | — | 15,682 | — | 20,188 | |

(4) 農村施設整備事業

ア 現状、問題点

本道の畜産経営は、担い手不足が進行し、離農や経営転換の歯止めがかからない状況にあり、草地については、整備改良の遅延により、植生の悪化等から良質な粗飼料の確保が困難な状況となっています。

この状況において、畜産経営の改善のためには、草地整備を行い高位生産草地へ転換し飼料自給率の向上を図るとともに、担い手不足の対応と良質な自給飼料を確保するためのコントラクター・TMRセンターの活用や、飼養管理の省力化を図るための施設を整備することによって、低コスト化を進める必要があります。

こうした地域の現状に対応するため、畜産担い手育成総合整備事業等について、低コストで効果的な基盤整備の技術を継承しながら、事業の推進を図る必要があります。

イ 課題、対応策

| 課 題 | 対 応 策 |
|----------------------------|--|
| ・畜産担い手育成総合整備事業の円滑な推進 | <ul style="list-style-type: none"> 〈草地整備〉 ・低コスト工法の確立と定着 ・これまでに蓄積したノウハウを活かした草地の整備率向上と地元への事業実施に向けた啓発活動の強化 〈施設整備〉 ・蓄積した技術を活かした、整備計画に沿った事業執行と、各関係機関と連携した事業の取組 |
| ・小規模酪農地帯や畑作地帯の円滑な基盤整備事業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業基盤整備促進事業や農地耕作条件改善事業などによる、小規模経営の事業採択に向けた取組 ・農地中間管理事業と連携強化による事業の拡大と農地流動化の推進 |
| ・公社の技術力を維持するため各種工事の技術継承 | <ul style="list-style-type: none"> ・監督員業務の技術者の育成及び技術の継承 ・少ない人員で効率的な事業執行に向けた技術の向上 |

ウ 事業目論見

(単位:地区、百万円)

| 区 分 | | 29年度目論見 | | 30年度目論見 | | 31年度目論見 | | |
|----------------------------|----------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|-------|
| | | 事業量 | 金額 | 事業量 | 金額 | 事業量 | 金額 | |
| 農 村 施 設 整 備 | 畜産担い手育成 | 継 続 | 17 | 3,830 | 15 | 3,153 | 13 | 2,691 |
| | | 新 規 | 4 | 451 | 4 | 1,360 | 7 | 875 |
| | 農業基盤整備促進 | 継 続 | 9 | 358 | 6 | 65 | 7 | 293 |
| | | 新 規 | 0 | 0 | 7 | 181 | 2 | 38 |
| | 農地耕作条件改善 | 継 続 | 1 | 41 | 1 | 35 | 0 | 0 |
| | | 新 規 | 2 | 172 | 1 | 29 | 1 | 63 |
| 合 計 | | 33 | 4,852 | 34 | 4,823 | 30 | 3,960 | |

(5) 農用地開発整備事業

ア 現状、問題点

これまで、農用地開発整備事業は、中期計画に基づいた直営事業と、現場からのニーズに柔軟に応えた受託事業を実施してきました。

今後とも、農用地開発整備事業は、直営事業による草地整備改良工事等を中心に実施することとし、農家からの期待に応じて、公社の持つ技術力と機械力を活かし、公社の経営に欠くことのできない柱となる事業として、事業の取組を進めることが重要です。

一方、受託事業は、直営事業とともに事業収益を確保するため、関係機関に対する支援や連携を強化することとし、両事業の円滑な実施に向けた体制の整備を図るとともに、効率的な事業の実施を目指すことが必要です。

イ 課題、対応策

| 課 題 | 対 応 策 |
|---------------------|--|
| ・ 直営事業の安定的な事業確保 | ・ 担い手育成総合整備事業、農業基盤整備促進事業、農地耕作条件改善事業に係る年度別事業費の計画的な実施 |
| ・ 受託事業の拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国営(石礫破碎工の受託)、道営事業への支援の検討 ・ 町村・農協が発注する農業基盤整備促進事業、農地耕作条件改善事業の受託の拡大 ・ 交付金事業(高位生産性、難防除雑草駆除)の分割工事推進の更なる拡大 ・ 非補助事業の分割工事に係る推進方を確立し、受託拡大の推進 ・ GIS※技術を活用し、生産者への情報提供によるシステムを構築し、草地整備実施の促進 ・ 畑作地域での春・秋工事(収穫後の耕起作業等)の確保 |
| ・ 工事原価管理の徹底による費用の抑制 | ・ GPS※、ICT※技術を活用した工事原価や機械稼働効率を迅速に把握するシステムについて、平成 28 年度の試験運用結果を踏まえて本格運用 |
| ・ 開発事業執行体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の高齢化に伴い、現業職員の人員確保に向けた対策の検討 ・ 草地整備改良の繁忙期に集中する工事の平準化の実施 ・ 施工技術の向上に向けた、実効性のある現場指導主義や研修体制の構築 ・ 支所別の中期的な事業量を見据えた機械配置及び計画的な機械更新の検討 |

<用語説明>

※GIS 地理情報システム (Geographic Information System)

位置情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示することで高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。衛星画像の波長データ解析による草地植生の視覚情報取得や土地利用図と地番図の重ね合わせによる計画概要図・工事図面の作成などにより、計画業務の効率化と低コスト化に活用するもの。

※GPS 衛星測位システム (Global Positioning System)

複数の人工衛星が発信する電波を利用し、現在位置と時刻測定を行う技術で、カーナビゲーションや携帯電話に活用。開発機械にGPS付きデジタル端末を装着し、機械稼働状況を迅速に把握することで、稼働の効率化と工事の進捗管理を図るために利用するもの。

※ICT 情報通信システム (Information and Communication Technology)

IT(情報技術)に通信コミュニケーションの重要性を加味し、ネットワーク通信による情報・知識の共有化を図るもの。機械稼働のGPSデータを集計・保管し、公社内(担当課と本所)において、随時データを引出すことで、工事の進捗把握や原価管理に利用するもの。

ウ 事業目論見

(単位:ha、百万円)

| 区 分 | | | 29 年度 目 論 見 | | 30 年度 目 論 見 | | 31 年度 目 論 見 | | |
|---------------------------------|------------------|------------------|-------------|----------|-------------|----------|-------------|---------|-------|
| | | | 事業量 | 金額 | 事業量 | 金額 | 事業量 | 金額 | |
| 農 用 地 開 発 整 備 | 直 営 事 業 | 工 事 | 畜産担い手育成 | 3,198.0 | 1,589 | 2,334.0 | 1,271 | 2,164.0 | 1,086 |
| | | | 農業基盤促進 | 287.0 | 313 | 320.0 | 211 | 390.0 | 286 |
| | | | 農地耕作条件 | 200.0 | 184 | 75.0 | 55 | 50.0 | 55 |
| | | 小計 | 3,685.0 | 2,086 | 2,729.0 | 1,537 | 2,604.0 | 1,427 | |
| | | 調 査 | 調 査 測 量 | 2,869.0 | 172 | 2,608.0 | 146 | 2,616.0 | 146 |
| | 小計 | 2,869.0 | 172 | 2,608.0 | 146 | 2,616.0 | 146 | | |
| | 合計 | | | 3,685.0 | 2,258 | 2,729.0 | 1,683 | 2,604.0 | 1,573 |
| | 受 託 事 業 | 草 地 開 発 | 道 営 事 業 | — | — | — | — | — | — |
| | | | 団 体 営 事 業 | 650.0 | 172 | 824.0 | 139 | 824.0 | 139 |
| | | | 農 業 基 盤 促 進 | 30.0 | 19 | 11.0 | 17 | 11.0 | 17 |
| 計 | | 680.0 | 191 | 835.0 | 156 | 835.0 | 156 | | |
| 工 地 整 備 | | 国 営 事 業 | 0.0 | 3 | — | — | — | — | |
| | | 道 営 事 業 | 530.0 | 170 | 505.0 | 154 | 505.0 | 154 | |
| | | 農 業 基 盤 促 進 | 90.0 | 4 | 24.0 | 37 | 24.0 | 37 | |
| | | 農 地 耕 作 条 件 | 50.0 | 30 | 15.0 | 22 | 15.0 | 22 | |
| 計 | | 670.0 | 207 | 544.0 | 213 | 544.0 | 213 | | |
| 土 層 改 良 | | 土 層 ・ 非 補 助 | 5,246.0 | 283 | 10,862.0 | 643 | 10,862.0 | 643 | |
| | | 草地更新支援工事 | 278.0 | 35 | 396.0 | 63 | 396.0 | 63 | |
| | | ストーンクラッシャー | 25.0 | 19 | 149.0 | 117 | 149.0 | 117 | |
| | | カッティングドレーン | 20.0 | 1 | 13.0 | 1 | 13.0 | 1 | |
| | | カッティングソイラ | — | — | — | — | — | — | |
| 計 | | 5,569.0 | 338 | 11,420.0 | 824 | 11,420.0 | 824 | | |
| 交付金事業(事業主体分) | 471.0 | 110 | 510.0 | 195 | 510.0 | 195 | | | |
| 計 | 7,390.0 | 846 | 13,309.0 | 1,388 | 13,309.0 | 1,388 | | | |
| 調 査 等 | 調 査 測 量 | 0.0 | 24 | 60.0 | 42 | 60.0 | 42 | | |
| | 調 査 計 画 | — | — | — | — | — | — | | |
| | 小計 | 0.0 | 24 | 60.0 | 42 | 60.0 | 42 | | |
| 合計 | | | 7,390.0 | 870 | 13,309.0 | 1,430 | 13,309.0 | 1,430 | |
| 工 事 | | | 11,075.0 | 2,932 | 16,038.0 | 2,925 | 15,913.0 | 2,815 | |
| 調 査 等 | | | 2,869.0 | 196 | 2,668.0 | 188 | 2,676.0 | 188 | |
| 合計 | | | 11,075.0 | 3,128 | 16,038.0 | 3,113 | 15,913.0 | 3,003 | |

(6) 畜産振興事業

ア 現状、問題点

酪農においては、生乳の増産、安定生産に向けた政策が施され、農家の規模拡大意欲や新規参入に追い風となっている一方、初妊牛価格の高騰が飼養頭数増加の障害となっています。

肉用牛においては、長引く繁殖基盤弱体化に各種対策を講じているものの、いまだ素牛市場の高騰が続いています。

このため、乳肉用牛貸付事業では、酪農畜産経営への家畜の安定的な導入を支援すべく、事業量の確保と実施が必要となっています。

また、十勝育成牧場の乳肉用牛育成事業は、乳用初妊牛の安定供給や新規就農者の支援などの役割を担っているほか、候補種雄牛の生産や現場後代検定事業による産肉成績の提供を行っており、北海道和牛生産の安定のため、関係団体と連携した改良振興への取組を実施する牧場としての役割が求められています。

しかしながら、本牧場の施設や機械は老朽化が著しく、その対応が急務となっています。

イ 課題、対応策

| 課 題 | 対 応 策 |
|----------------------------|--|
| ・農場リース牛貸付事業の円滑な実施 | ・十勝育成牧場の乳用初妊牛資源を活用した導入頭数の確保 ・家畜導入資金のあり方についての検討（導入費用及び頭数の拡大による） ・事業実施における関係部署との連携 |
| ・肉用牛貸付事業の推進 | ・十勝育成牧場と連携した優良黒毛和種妊娠牛供給の推進 ・事業量拡大に向けた新たな方策の検討と実施 |
| ・十勝育成牧場における事業の内容と在り方について検討 | ・収支の安定を図った飼養頭数（乳肉用牛割合等）の検討 ・農場リース事業実施地区への乳用初妊牛供給の推進 ・関係団体との連携による北海道和牛生産推進のための事業への協力 ・十勝育成牧場の在り方について、北海道及び関係団体との意見交換等の実施 ・施設、機械の整備計画の作成 |

ウ 事業目論見

(単位:頭、百万円)

| 区 分 | | 29 年 度 目 論 見 | | 30 年 度 目 論 見 | | 31 年 度 目 論 見 | | |
|------------------|-------|--------------|-------|--------------|-------|--------------|-------|-----|
| | | 事 業 量 | 金 額 | 事 業 量 | 金 額 | 事 業 量 | 金 額 | |
| 畜 産 振 興 | 乳用牛貸付 | 一 般 貸 付 | 300 | 195 | 300 | 195 | 300 | 195 |
| | | 農 場 リ ー ス | 244 | 170 | 500 | 350 | 500 | 350 |
| | | 小計 | 544 | 365 | 800 | 545 | 800 | 545 |
| | 肉用牛貸付 | 優 良 | 450 | 383 | 450 | 383 | 450 | 383 |
| | | 小計 | 450 | 383 | 450 | 383 | 450 | 383 |
| | 計 | | 994 | 748 | 1,250 | 928 | 1,250 | 928 |
| | 乳用牛育成 | 購 入 | 760 | 350 | 760 | 350 | 760 | 350 |
| | | 販 売 | 740 | 548 | 740 | 548 | 740 | 548 |
| | | 小計 | 1,500 | 898 | 1,500 | 898 | 1,500 | 898 |
| | 肉用牛育成 | 購 入 | 40 | 25 | 40 | 24 | 40 | 24 |
| 販 売 | | 60 | 62 | 80 | 81 | 80 | 81 | |
| 小計 | | 100 | 87 | 120 | 105 | 120 | 105 | |
| 計 | | 1,600 | 985 | 1,620 | 1,003 | 1,620 | 1,003 | |
| 合計 | | 2,594 | 1,733 | 2,870 | 1,931 | 2,870 | 1,931 | |

4 経営の管理

(1) 組織体制の再編

公社に求められている役割や期待を見つめ直し、将来に亘って農村地域のニーズに対応しうる持続可能な経営基盤の確立を目指した組織体制を検討します。

ア 本所

本部制のあり方など、業務の効率化や職員の年齢構成の歪みを勘案した体制の再編を検討します。

イ 支所

(ア) 事業を取巻く環境変化を見据え、公益財団法人としての役割を踏まえた上で、経営収支や執行体制を十分に勘案し、「選択と集中」の観点で支所の広域化（基幹支所と専門支所のあり方）と持続的な地域サービスの提供を検討します。

(イ) 限りある経営資源（人材・予算・時間）の効率化を図る観点から、管理業務を中心として、集約化や簡素化を検討します。

(2) 職員体制の再編

今後3か年に定年退職者が大量に発生し、あわせて年金支給開始年齢の段階的な引上げに伴い再雇用者が大幅に増加することを見据えた上で、知識・技術の引継ぎや、世代交代を円滑に進めていくための役割に応じた職員区分を、給与体系や労働諸条件などを整備することで検討します。

(3) 人材の確保と育成

職員の年齢構成の歪みと就業人口の減少を踏まえ、持続可能な業務執行体制の確立を、有能な職員の確保と効果的な人材育成の観点から検討します。

ア 職員数の適正化

事業環境の変化と農村地域のニーズを見据えながら、簡素で機能的な組織を目指した職員数の適正化を検討します。

イ 技術職員の確保

過去の業務経験や学歴に拘ることなく、技術職の育成を体系化した上で、適応性や積極性など人物を重視した採用を推進します。

ウ 職員の育成

農村地域のニーズに迅速かつ的確に対応するための専門知識の習得や資質の向上に繋がる職員研修を推進します。

(4) 人事制度の検討

雇用・労働に関する政策の動向を見据えながら、組織・職員体制の再編と同時進行で公社における人事制度を検討します。

ア 雇用の延長と人事制度

経営コストと労働生産性を勘案し、定年延長も含めた効果的な雇用の延長を検討します。

イ 時代の変化に即した人事制度

雇用・労働に関する多様性が求められている中で、今後の公社の事業展開を見据えた公平・公正な人事制度を検討します。

ウ 人材の確保と人事制度

有能な人材の確保については、適正な組織運営における重要事項であり、人材の確保と給与水準の関係性を精査した上で、経営コストを勘案しながら適正な給与水準を検討します。

エ 効果的なジョブローテーション

職員の能力開発と組織の活性化を目的とした効果的なジョブローテーションを、第1次中期経営方針に引き続き検討します。

(5) 内部統制の強化

公益法人に求められる説明責任の強化を図り、業務の適正を確保する体制を維持します。

ア 内部けん制システムの充実

定期的な内部審査の実施により、業務上の課題を洗い出し、その改善のフォローアップを充実させ、業務効率の改善を図ります。

また、監事監査、会計監査人による法定監査の定期的な実施により、公益法人に求められる説明責任の強化に努めます。

イ コンプライアンス体制の強化

職員のコンプライアンス意識の向上に資する研修会等をコンプライアンス委員会を中心となって定期的に行い、コンプライアンスシステムの運用状況をチェックし、問題点の洗い出しとその改善を図ります。

ウ 個人情報の適正管理

個人情報の適正な取扱いと安全かつ確実な管理をするために、関係諸規程の整備に努めます。

(6) 経営収支の安定化

持続可能な経営基盤の確立に向けて、収支の均衡化を図ります。

ア 持続可能な経営基盤の確立

持続可能な経営基盤の確立に向けて、事業ごとの収支構造を分析するとともに、公社に求められている役割を十分に考慮した上で、事業の性質と地域性の両面から経営の軸足を検討します。

イ 効果的な予実管理

職員全員がコスト意識を持って業務に取り組むための収支の見える化を推進します。

ウ 公益法人会計基準の達成

収支相償などの公益法人会計基準の達成に向けて、収支バランスを継続的に図ります。

年次別事業量・事業費の目論見

(単位:人、ha、地区、頭、百万円)

| 区 分 | | 29 年 度 目 論 見 | | 30 年 度 目 論 見 | | 31 年 度 目 論 見 | | | |
|-------------------------|---------------------|--------------|-------------|--------------|----------|--------------|----------|---------|-------|
| | | 事 業 量 | 金 額 | 事 業 量 | 金 額 | 事 業 量 | 金 額 | | |
| 担い手育成確保 | 就農促進支援活動 | — | 114 | — | 112 | — | 112 | | |
| | 青年就農給付金交付 | 333 | 520 | 333 | 520 | 333 | 520 | | |
| | 就農支援資金償還免除・管理 | — | 240 | — | 203 | — | 172 | | |
| | 就農啓発基金 | — | 7 | — | 7 | — | 7 | | |
| | 農業技術研修員受入 | — | 6 | — | 6 | — | 6 | | |
| | 合 計 | — | 887 | — | 848 | — | 817 | | |
| 管農地中間管理 | 農地中間管理権 | 4,700 | 269 | 4,700 | 269 | 4,700 | 269 | | |
| | 貸付 | 4,700 | 269 | 4,700 | 269 | 4,700 | 269 | | |
| | 借受農地管理事業 | 50 | 5 | 50 | 5 | 50 | 5 | | |
| | 合 計 | — | 543 | — | 543 | — | 543 | | |
| 合農地化保有 | 買入 | 6,300 | 9,000 | 6,300 | 9,000 | 6,300 | 9,000 | | |
| | 売渡 | 6,438 | 9,234 | 3,080 | 6,082 | 7,060 | 10,588 | | |
| | 合理化事業小計 | 12,738 | 18,234 | 9,380 | 15,082 | 13,360 | 19,588 | | |
| | 公社営農場リース | 5 | 315 | 10 | 600 | 10 | 600 | | |
| | 合 計 | — | 18,549 | — | 15,682 | — | 20,188 | | |
| 農村施設整備 | 畜産担い手育成 | 17 | 3,830 | 15 | 3,153 | 13 | 2,691 | | |
| | | 継 続 | 4 | 451 | 4 | 1,360 | 7 | 875 | |
| | | 新 規 | 9 | 358 | 6 | 65 | 7 | 293 | |
| | 農業基盤整備促進 | 0 | 0 | 7 | 181 | 2 | 38 | | |
| | | 継 続 | 1 | 41 | 1 | 35 | 0 | 0 | |
| | 新 規 | 2 | 172 | 1 | 29 | 1 | 63 | | |
| | 合 計 | 33 | 4,852 | 34 | 4,823 | 30 | 3,960 | | |
| 農用地開発整備 | 直営事業 | 工 事 | 畜産担い手育成 | 3,198.0 | 1,589 | 2,334.0 | 1,271 | 2,164.0 | 1,086 |
| | | | 農業基盤促進 | 287.0 | 313 | 320.0 | 211 | 390.0 | 286 |
| | | | 農地耕作条件 | 200.0 | 184 | 75.0 | 55 | 50.0 | 55 |
| | | 小計 | 3,685.0 | 2,086 | 2,729.0 | 1,537 | 2,604.0 | 1,427 | |
| | | 調 査 | 調 査 測 量 | 2,869.0 | 172 | 2,608.0 | 146 | 2,616.0 | 146 |
| | 小計 | | 2,869.0 | 172 | 2,608.0 | 146 | 2,616.0 | 146 | |
| | | 合 計 | 3,685.0 | 2,258 | 2,729.0 | 1,683 | 2,604.0 | 1,573 | |
| | 受託事業 | 草 地 開 発 | 道 営 事 業 | — | — | — | — | — | — |
| | | | 団 体 営 事 業 | 650.0 | 172 | 824.0 | 139 | 824.0 | 139 |
| | | | 農 業 基 盤 促 進 | 30.0 | 19 | 11.0 | 17 | 11.0 | 17 |
| | | | 計 | 680.0 | 191 | 835.0 | 156 | 835.0 | 156 |
| | | 耕 地 整 備 | 国 営 事 業 | 0.0 | 3 | — | — | — | — |
| | | | 道 営 事 業 | 530.0 | 170 | 505.0 | 154 | 505.0 | 154 |
| | | | 農 業 基 盤 促 進 | 90.0 | 4 | 24.0 | 37 | 24.0 | 37 |
| | | | 農 地 耕 作 条 件 | 50.0 | 30 | 15.0 | 22 | 15.0 | 22 |
| | | 計 | 670.0 | 207 | 544.0 | 213 | 544.0 | 213 | |
| 土 層 改 良 | | 土 層 ・ 非 補 助 | 5,246.0 | 283 | 10,862.0 | 643 | 10,862.0 | 643 | |
| | 草 地 更 新 支 援 工 事 | 278.0 | 35 | 396.0 | 63 | 396.0 | 63 | | |
| | ス ト ー ン ク ラ ッ シ ャ ー | 25.0 | 19 | 149.0 | 117 | 149.0 | 117 | | |
| | カ ッ テ ィ ン グ ド レ ー ン | 20.0 | 1 | 13.0 | 1 | 13.0 | 1 | | |
| | 計 | 5,569.0 | 338 | 11,420.0 | 824 | 11,420.0 | 824 | | |
| 交 付 金 事 業 (事 業 主 体 分) | 471.0 | 110 | 510.0 | 195 | 510.0 | 195 | | | |
| | 計 | 7,390.0 | 846 | 13,309.0 | 1,388 | 13,309.0 | 1,388 | | |
| 調 査 等 | 調 査 測 量 | 0.0 | 24 | 60.0 | 42 | 60.0 | 42 | | |
| | 調 査 計 画 | — | — | — | — | — | — | | |
| | 小 計 | 0.0 | 24 | 60.0 | 42 | 60.0 | 42 | | |
| | 合 計 | 7,390.0 | 870 | 13,309.0 | 1,430 | 13,309.0 | 1,430 | | |
| | 工 事 | 11,075.0 | 2,932 | 16,038.0 | 2,925 | 15,913.0 | 2,815 | | |
| | 調 査 等 | 2,869.0 | 196 | 2,668.0 | 188 | 2,676.0 | 188 | | |
| | 合 計 | 11,075.0 | 3,128 | 16,038.0 | 3,113 | 15,913.0 | 3,003 | | |
| 畜産振興 | 乳用牛貸付 | 一 般 貸 付 | 300 | 195 | 300 | 195 | 300 | 195 | |
| | | 農 場 リ ー ス | 244 | 170 | 500 | 350 | 500 | 350 | |
| | | 小 計 | 544 | 365 | 800 | 545 | 800 | 545 | |
| | 肉用牛貸付 | 優 良 | 450 | 383 | 450 | 383 | 450 | 383 | |
| | | 小 計 | 450 | 383 | 450 | 383 | 450 | 383 | |
| | | 計 | 994 | 748 | 1,250 | 928 | 1,250 | 928 | |
| | 乳用牛育成 | 購 入 | 760 | 350 | 760 | 350 | 760 | 350 | |
| | | 販 売 | 740 | 548 | 740 | 548 | 740 | 548 | |
| | | 小 計 | 1,500 | 898 | 1,500 | 898 | 1,500 | 898 | |
| | 肉用牛育成 | 購 入 | 40 | 25 | 40 | 24 | 40 | 24 | |
| 販 売 | | 60 | 62 | 80 | 81 | 80 | 81 | | |
| 小 計 | | 100 | 87 | 120 | 105 | 120 | 105 | | |
| | 計 | 1,600 | 985 | 1,620 | 1,003 | 1,620 | 1,003 | | |
| | 合 計 | 2,594 | 1,733 | 2,870 | 1,931 | 2,870 | 1,931 | | |
| | 總 合 計 | | 29,692 | | 26,940 | | 30,442 | | |

第1次中期経営方針の到達状況

| 方針設定項目 | 主な取組内容 | 左記の到達状況 |
|-----------------|--|--|
| 事業運営の具体的な取組 | | |
| (1) 農業担い手育成確保事業 | ○ 経営継承推進支援室の新設及び青年就農給付金(準備型)関係業務体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付金、第三者経営継承、海外派遣等の事業を担当する室を26年度に新設 ・ 給付金の執行体制は、嘱託職員+臨時職員で対応するほか、現地確認等は、支所の協力を得て実施する体制とした |
| | ○ 青年就農給付金(準備型)における研修・就農確認業務の委託方式の導入 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 青年就農給付金(準備型)の研修状況・就農確認については、国からの指導により、給付主体(公社)が実施することとされたことから、委託方式の導入は断念 ・ このため、支援室職員のほか支所の協力を得て確認業務を行うこととし、その際の支所経費(人件費見合い・旅費)は、補助の対象経費とされた |
| | ○ 就農支援資金の認定主体移行に伴う市町村との連携体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村が設置する「農業金融制度総合推進会議」に構成機関として参画し、認定農業者の「経営改善計画」に対し、適切な資金計画となるよう意見を述べるなど、市町村認定業務を支援 |
| | ○ 就農支援資金の貸付終了時における執行体制の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の新規認定の終了に伴い貸付事務が減少したことから、27年7月に「担い手支援課」、「就農資金課」を統合し、「就農支援課」に改組。資金関係業務は、「就農支援課」で実施 |
| | ○ 就農支援資金の債権管理に必要な貸倒引当金の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 14年度より23年度までの10年間、道補助金により30,000千円を積立 ・ 28年3月末時点での延滞債権総額は、56,946千円 ・ 26年度に公社自己査定要領に基づく債権分類の結果により、破綻の懸念があるⅢ、Ⅳ分類全額と、貸付残高に関し中小金融機関の法定繰入限度(0.336%)で算出した額の合計(94,700千円)から、既往積立金額(30,000千円)を控除した64,700千円を、道補助金により26年度から10年間(35年まで)積立 |
| (2) 農地中間管理事業 | ○ 農地中間管理事業本部の新設及び支所における効率的な執行体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 26年度から農地中間管理事業本部に7名、9支所のうち3支所に単独課を設置し各2名の専任職員を配置。残る6支所には14名の兼任職員を配置し、効率的な執行体制を整備 |
| | ○ 事業評価委員会の設置や関係機関・団体連携協力会議の開催による適正な事業執行 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業評価委員会及び関係機関・団体連携協力会議の要領を定め、事業評価委員会については、年2回開催した上で意見書を取りまとめ、HPに公表 ・ 関係機関・団体連携協力会議については必要に応じて開催し、事業についての情報提供等を実施 |
| | ○ 市町村、農業委員会、JA等の関係機関との密接な連携による事業制度の普及推進及び円滑な事業実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地中間管理事業を効率的かつ円滑に推進するため、業務委託要領を定め、業務の一部を市町村等に委託した上で、関係機関と密接な連携を図ることにより、事業制度の普及を推進 |
| | ○ 農用地の出し手情報や受け手ニーズの把握に努めるとともに、地域関係者との連携による的確なマッチング | <ul style="list-style-type: none"> ・ 出し手の掘り起こしや借受希望者との利用調整活動等について、市町村等へ業務の一部を委託し、関係機関と密接に連携 |
| | ○ 遊休農地再生に向けた可能性の正確な把握に努めるとともに、必要とされる利用条件改善(基盤整備)や保全管理等の的確な実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 遊休農地等について、農地法第35条第1項に基づく機構への借入協議申し入れ等の通知があった場合は、直ちに現地調査を実施し、再生可能で受け手に転貸できる農地かどうかの借入可否を適切に判断 ・ また、利用条件改善や保全管理等についての要望や該当案件があれば、適宜実施 |
| (3) 農地保有合理化等事業 | ○ 地元市町村、JA等の関係機関との密接な連携による農地中間管理事業との調整と事業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村、JA実務担当者及び農業委員会等との会議を通じた連携により農地流動化を推進 |
| | ○ 売買事業の介入率の実態調査の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 道からの資料に基づき、市町村別売買介入率調査を実施し、事業推進の資料を作成 |

| 方針設定項目 | 主な取組内容 | 左記の到達状況 |
|---------------|--|--|
| | ○ 農場リース事業部門に肉牛部門の新設 | ・ 道との連携により、業務規程を改正したことで実施可能 |
| | ○ 耕種部門の新規参入に向けた新たな支援対策の検討 | ・ 道との連携により、農場リース事業を耕種部門の新規就農者にも実施できるよう国に提案 |
| (4) 農村施設整備事業 | ○ 草地整備における新たな技術を取り入れた低コスト工法の確立と推進 | ・ 25年度からグラスドリルシーダーによる工程短縮工法を標準設計に採用 ・ 減肥実証試験は減肥と牧草収量間に相関関係が見られないため中止 |
| | ○ 施設整備におけるよりコストを軽減する新たな対策の検討 | ・ 搾乳舎の牛乳処理室や搾乳ロボットスペースの床について、これまでのレジンコンクリートと比べて安価な材料であるエポキシ樹脂系塗床材を試験的に採用し、耐久性等について経過観察中(12,000円/㎡→4,730円/㎡ 単価比較) |
| | ○ 農業基盤整備促進事業に関する、公社が事業主体となった取組と体制の整備 | ・ 27年度から農業基盤整備促進事業及び農地耕作条件改善事業の事業主体として取組 |
| | ○ 農業基盤整備促進事業の運営に必要な事務費の確保対策の検討 | ・ 農業基盤整備促進事業及び農地耕作条件改善事業についての事務費は、畜産担い手再編事業と同様に事業費の7%以内で地元負担として設定 |
| | ○ 監督員業務の技術者育成及び技術の継承 | ・ 技術者育成促進のため、資格取得制度を見直し(平成28年度改定) ・ 監督員を対象に、技術的な演習を中心とした事業推進会議の実施 |
| | ○ 少ない人員での効率的な事業実施に向けた技術の向上 | ・ 建築工事实務必携の内容を見直し、改訂版を制定 ・ 建築・土木工事の建設現場での確認指示を行うチェックシートを新たに制定 |
| (5) 農用地開発整備事業 | ○ 担い手育成総合整備事業に係る年度別事業の計画的な実施 | ・ 26年度からは、直営事業も20億円程度で安定しており、今後も、4次道費対策が決まった事で、新規地区の要望もあり、更なる安定が図れるよう、計画的に事業を推進 |
| | ○ 農業基盤整備促進事業による新たな取組の実施 | ・ 農村施設整備事業で事業主体となり直営工事として実施。また入札情報のあったJAや市町村の工事を受託 |
| | ○ 公社独自機械の活用による道営事業の受託拡大の検討 | ・ 公社独自機械による客土攪拌や石礫破碎等、道営事業の受託実績が安定的に定着し、一定の需要を確保 |
| | ○ JAや市町村等が行う事業における設計積算及び事務処理、検査等への支援による受託確保と事務費確保の検討 | ・ 農業基盤整備促進事業を中心に設計積算等の技術支援を行い、受託実績は一定の成果 |
| | ○ 建設業許可を活用した国・市町村・JA等の発注工事の入札参加の継続 | ・ 建設業許可を活用し、市町村・JA等への入札は定着したが、国営事業については、入札等級ランクが上がるよう、下請の受託を実施 |
| | ○ 酪農・畑作地帯に対する土層改良事業の取組手法の検討(早期の工事取りまとめ手法の確立と、機械体制を踏まえた施工時期の調整) | ・ 畑作を中心とする作物収穫後の耕起作業等の受託について、28年度秋からJAと連携し、本格施工に向けた取組を開始 |
| | ○ コントラクターやTMRセンター等の団体と連携した草地の管理等における農作業受託の試行 | ・ 28年度から、GIS(地理情報システム)技術を用い、TMRセンターを対象に総合的な草地維持管理に必要な地図情報の提供を行い、草地整備受託に繋げる取組を開始 |
| | ○ 技術協力の取扱いの整備 | ・ 23年度から、継続して岩手県公社と安定的にオペレーターの技術協力体制を確立 |
| | ○ 繁忙期(7~9月)以外の期間(4~6月・10~11月)の分割施工の段階的な拡大の検討による機械施工収入の確保 | ・ JAと連携し、一般農家・TMRセンターを対象として、秋・春分割施工に除草剤散布を取り入れた施工方法・施工単価を提案し、草地整備需要拡大に向けた取組を開始 |
| | ○ 機械借上げ業者との継続的な連携の検討 | ・ 高齢化に伴い、廃業する業者が増えており、道営事業との兼ね合いも考えると、今後は、協力業者との継続的な連携は、困難な状況になる事が予想されるため、直営の機械体制、現場管理体制を強化 |

| 方針設定項目 | 主な取組内容 | 左記の到達状況 |
|--|--|--|
| | ○ 実施工程管理計画による工事進捗及び工事原価などを早期かつ的確に把握できるシステムの構築 | <ul style="list-style-type: none"> GPS(衛星測位システム)技術の活用により、工事の進捗状況を即時に集計し、機械稼働の効率性や工事原価の迅速な把握を図るシステムを構築 29年度の本格導入に向け28年8月から試験運用を開始 |
| (6) 畜産振興事業 | ○ 乳用牛の貸付料や貸付期間等の見直しに伴う事業制度の整備と事業推進の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 乳用牛貸付事業において、現行制度見直しのため、貸付先などと意見交換し検討を重ねたが、新たな事業推進には至らず |
| | ○ 肉用牛貸付の過去の実績や需要動向を踏まえ、本事業の特徴(地域内保留牛や長期貸付期間等の優位性)を活かした事業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 肉用牛貸付事業における地域内保留牛貸付については、事業推進の効果もあり頭数は増加したが、市場価格高騰などにより、貸付頭数全体として期待した頭数に至らず |
| | ○ 十勝育成牧場と連携した和牛優良雌牛の作出及び妊娠牛の貸付促進 | <ul style="list-style-type: none"> 優良黒毛和種妊娠牛の確保と不妊リスクを回避できることから、導入を希望する農協、農家があり、一定の貸付頭数を確保 |
| | ○ 農場リース事業に関する担い手農地部、支所業務農地課と連携した業務の円滑な実施 | <ul style="list-style-type: none"> 農場リース事業の補助事業が、強い農業づくり交付金から畜産競争力強化対策事業(畜産クラスター関連事業)に変更となり、規程等の改正や事業変更内容の関係部署への周知により、円滑に業務を実施 |
| | ○ 農場リース事業実施農協及び就農者の希望を踏まえた初妊牛の供給 | <ul style="list-style-type: none"> 市場価格高騰により購入価格が上昇し、就農者負担額が増加したものの、当初計画頭数は供給 |
| | ○ 新規就農者に対する十勝育成牧場と連携した初妊牛の販売促進 | <ul style="list-style-type: none"> 農場リース事業実施地区に対し、十勝育成牧場による関係農協への販売推進の効果もあり、一定数の初妊牛を供給し、現在も拡大中 |
| | ○ 北海道和牛について授精団体との連携による種雄牛候補の生産 | <ul style="list-style-type: none"> 26年度は種雄牛候補2頭を供給 候補外の子牛は繁殖や肥育として保留し、事業は継続実施中 |
| | ○ 北海道和牛の種雄牛検定事業に対する積極的な協力 | <ul style="list-style-type: none"> 枝肉情報を活用した種雄牛の選抜を効率的に行う検定事業では、一貫生産による出荷牛は30頭に達し、さらに継続中 |
| ○ 北海道や関係団体と畜産事業検討委員会(仮名)の設置と、事業の推進方策等についての意見交換や連携した取組の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 畜産事業において、関係団体とは各種協議会、推進会議などを通じて意見交換を行ったが、具体的な連携した取組実施までには至らず | |
| 経営の管理 | | |
| (1) 組織の管理 | | |
| ア 本所 | ○ 機能の見直しや業務の集約化を踏まえた総括部門の統合等による、さらなる組織のスリム化 | <ul style="list-style-type: none"> 総務部に管理部を26年度に統合 総務課に経営企画課を26年度に統合 財務課と工務管理課を26年度に統合 |
| イ 支所 | ○ 事業環境の変化と事業量の減少に対応した支所業務の集約化と事業執行体制の見直し | <ul style="list-style-type: none"> 事業量等を勘案し、道南支所における施設担当職員の駐在を26年度に廃止 農地中間管理事業の実施に当たっては、事業量等を勘案し、26年度に3支所(道央・上川・十勝)に単独課を設置 |
| | ○ 事務処理の簡素化による業務の集約化とコストの低減に関する検討 | <ul style="list-style-type: none"> 実務担当者で検討中で、次期経営方針で引き続き検討 |
| (2) 職員体制 | | |
| ア 職員の計画的な配置 | ○ 部門別事業量の変更を考慮し、専門的な知識、能力、適性等を踏まえるとともに、職責や役割を十分に発揮できる計画的な職員の配置 | <ul style="list-style-type: none"> 毎年度、定年退職者相当数の職員を専門性を考慮して採用 26年度:事務職1名、技術職8名 27年度:事務職4名、技術職6名 28年度:事務職4名、技術職3名 |
| イ 職員構成の適正化 | ○ 業務量の変動や技術の継承を考慮した上で、バランスのとれた年齢別職員構成の構築 | <ul style="list-style-type: none"> 職員の採用における年齢要件については、事務職を35歳、技術職を45歳までとすることで、実務経験者を採用し、早急な技術継承とバランスのとれた年齢構成を構築中 |

| 方針設定項目 | 主な取組内容 | 左記の到達状況 |
|-------------------|---|---|
| ウ 職員の登用及び採用 | ○ 準職員・臨時職員から職員への登用及び実務経験者も含めた新規職員の継続的な採用を状況を勘案しながら適宜実施 | <ul style="list-style-type: none"> 将来性が期待できる技術職を確保するため、登用要件の一部を27年度に緩和（登用状況）26年度：1名、27年度：3名、28年度：1名 職員への登用を制度化するための規定を28年度に新設 |
| (3) 人材の育成 | | |
| ア 組織力を向上させる職員の育成 | ○ 経営者セミナー等の受講を通じた経営幹部としての役割認識と役割遂行のための知識及び能力の習得 | <ul style="list-style-type: none"> 経営職層を対象として検討中で、次期経営方針で引き続き検討（検討内容：法人運営（公益法人のルール、会計等の特徴など）に係る社内セミナーの実施） |
| | ○ 管理者セミナー等の受講を通じた効果的な「人」と「業務」の管理ができる能力開発を押し進め、次世代の経営機能を担うことができる管理者の育成 | <ul style="list-style-type: none"> 技術系職員を対象としたマネジメント研修を27年度に実施 事務系職員を対象としたマネジメント研修を28年度に実施 |
| イ 高度の専門性を有する職員の育成 | ○ 国家資格者を増やすことを目的に、平成24年度に新設した資格取得の報奨金制度に関する制度の見直しと新たな支援体制の検討 | <ul style="list-style-type: none"> 工事に従事する職員に求められる工事関係の資格取得を進めるため、資格取得推進要領を28年度に策定（具体的な支援内容：計画に基づく資格取得、準備講習費用の助成、資格取得に係る旅費支給の充実） 要領の策定に伴い、従前の資格取得報奨金制度を廃止 |
| | ○ 専門的な技術の継承や知識の習得を図る研修等の実施と実践での活用 | <ul style="list-style-type: none"> 事業本部において適宜実施 |
| ウ 農業者から信頼される職員の育成 | ○ 農業者から信頼される職員となることを目指し外部の研修機関によるマナー研修等の受講 | <ul style="list-style-type: none"> 階層別研修やコンプライアンス研修を実施し、組織の使命及び社会的責任を確認 |
| エ 自ら考え行動する職員の育成 | ○ 自ら公社の将来を創造し、既成概念にとらわれない柔軟な発想で積極的に組織運営にかかわることができる職員の育成 | <ul style="list-style-type: none"> 職位に応じて求められる役割遂行能力の習得に向けた階層別研修を実施し、行動力と創造力を向上 |
| オ 人事管理と職員の育成 | ○ 専門性を勘案しながら、職種に区分した効果的なジョブローテーションの検討 | <ul style="list-style-type: none"> 施設課と事業課間での人事異動の実施 業務課と農地課の統合による管理業務と農地業務の横断的な実施 |
| | ○ 部門ごと設定する職能要件書等による職員が持つべき能力の提示とともに、アンケートに基づく、職員参加型の人材育成プログラムの作成 | <ul style="list-style-type: none"> プログラム作成に向けたアンケート等を作成中で、次期経営方針で引き続き検討 |

| 方針設定項目 | 主な取組内容 | 左記の到達状況 |
|------------------------------|---|---|
| (4) 組織の管理 | | |
| ア 内部けん制システムの充実とコンプライアンス体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的な内部審査による業務上の課題の洗い出しとその改善による継続的な是正措置の実施 ○ 公益法人として求められる説明責任の強化や事後チェック体制の充実を図るとともに、監事監査や会計監査人による法定監査を定期的に行うことや、研修会等を開催することにより、コンプライアンスに関する意識の向上を図り、経営の透明性や財務情報の適正性を確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部審査の充実を図るため、内部審査規程を28年度に改正し、審査結果のフォローアップを実施 ・ 会計監査人による期中監査及び期末決算監査を監査計画に基づき受検 ・ 会計監査人と緊密な連携の下、監事監査規程に基づく監査を受検 ・ コンプライアンス委員会を中心とした年間計画に基づく会議及び研修会を開催し、職員のコンプライアンス意識を向上 |
| イ 個人情報の適正管理と情報の公開 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報を取扱う場合には、その保護を重要な課題として位置付け、公益法人の社会的責任について、職員一人ひとりが共通認識を持ち、関係法令や規定に沿った事業運営に取組 ○ 事業の実施に当たり国や道からの補助金等を受ける公益法人として、法令等に沿った透明性の高い事業運営を行い、インターネット等により情報の公開を積極的に行うなど説明責任を果たす | <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバー制度の開始に伴い、28年1月に特定個人情報取扱規程を新設 ・ コンプライアンス研修会を毎年度実施し、個人情報の適正管理に係る意識を向上 ・ ホームページを適宜更新し、法令に沿って情報をインターネット上で公開 |
| (5) 収支の改善策 | | |
| ア 収入の拡大策 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業基盤整備促進事業等新たな公共事業への取組の検討 ○ 植生改善へ向けた既存の非公共事業(草地生産性向上対策事業)の拡大と事務費の徴収等の取組の検討 ○ 道営事業等への技術協力の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 農村施設整備事業と連携し、直営事業量を確保 ・ 草地生産性向上対策事業、草地難防除雑草駆除対策事業等非公共事業の受託拡大は進んだが、事務費は地元の了解を得られず ・ 道営事業の下請けを検討したが、畜産公共事業実施主体でもある公社が下請け協力するのは、直営工事を実施している観点から問題があるため断 |
| イ 支出の削減策 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理経費の効率的な執行と必要最小限の支出 ○ 採算性を重視した効率的な工程管理の徹底 ○ 地区毎の原価管理の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理経費を前年度対比3%削減するなど、徹底的な削減を実施 ・ GPS(衛星測位システム)技術の活用により、工事の進捗状況を即時に集計し機械稼働の効率性や工事原価の迅速な把握を図るシステムを構築。30年度の本格導入に向け28年8月から試験運用を開始。 |